

岡山県税条例の一部を改正する条例案要綱

担当課 総務部税務課

項目	記載欄
案の内容	<p>1 挿発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例の停止措置について、その適用を停止することとする。</p> <p>2 県民税の所得割の納税義務者が住宅借入金等特別税額控除の適用を受けていた場合において、当該適用に係る住宅が東日本大震災により居住の用に供することができなくなったときにおいても引き続き当該適用を受けることができるることとする。</p> <p>3 その他規定の整備を行う。</p>
改正理由	地方税法の一部改正に伴い、軽油引取税について挿発油価格高騰時における税率の特例の停止措置の適用を停止するとともに、個人の県民税について住宅借入金等特別税額控除に係る特例を設ける等所要の改正を行う必要がある。
案と予算措置との関係	なし
備考	

岡山県税条例の一部を改正する条例

第一条 岡山県税条例（昭和二十九年岡山県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二十一条の三の二の次に次の二条を加える。

（揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止措置の停止）

第二十一条の三の三 前条の規定は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第四十四条の別に法律で定める日までの間、その適用を停止する。

第二条 岡山県税条例の一部を次のように改正する。

附則第六条の三の二の次に次の二条を加える。

（東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間の特例）

第六条の三の三 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十三条第一項の規定の適用を受けた場合における前二条の規定の適用については、附則第六条の三第一項中「租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第四十一条第二項若しくは第四十一条の二」と、同項第一号中「租税特別措置法第四十一条第二項若しくは第四十一条の二」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条第二項若しくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により適用される租税特別措置法第四十一条の二」と、同項第三号中「租税特別措置法第四十一条、第四十一条の二の二」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条、同項の規定により適用される租税特別措置法第四十一条の二」と、同項第一号中「租税特別措置法第四十一条の二若しくは租税特別措置法」と、前条第一項中「租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第四十一条第二項若しくは第五項若しくは第四十一条の二」と、同項第一号中「租税特別措置法第四十一条第二項若しくは第五項若しくは第四十一条の二」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条第二項若しくは第五項若し

くは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により適用される租税特別措置法第四十一条の二」と、同項第二号中「租税特別措置法第四十一条、第四十一条の二の二、」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により適用される租税特別措置法第四十一条、同項の規定により適用される租税特別措置法第四十一条の二若しくは租税特別措置法」と、同条第二項第二号中「租税特別措置法第四十一条の二の二」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により適用される租税特別措置法第四十一条の二の二」とする。

附則第二十一条の三中「（平成二十三年法律第二十九号）」を削る。

附 則

」の条例中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は平成二十四年一月一日から施行する。

改正理由

地方税法の一部改正に伴い、軽油引取税について揮発油価格高騰時における税率の特例の停止措置の適用を停止するとともに、個人の県民税について住宅借入金等特別税額控除に係る特例を設ける等所要の改正を行う必要がある。

岡山県税条例新旧対照表（第一条関係）

新	旧
<p>附 則</p> <p>（揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止措置の停止）</p> <p>第二十一条の三の三 前条の規定は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第四十四条の別に法律で定める日までの間、その適用を停止する。</p>	

岡山県税条例新旧対照表（第二条関係）

<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: right;">新</p> <p style="text-align: right;">（東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間の特例）</p> <p>第六条の三の三 県民税の所得割の納稅義務者が前年分の所得税につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十三条第一項の規定の適用を受けた場合における前二条の規定の適用については、附則第六条の三第一項中「租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二」の二とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十三条第一項の規定により適用される租税特別措置法第四十一条の二」と、同項第一号中「租税特別措置法第四十一条第二項若しくは第四十一条の二」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条第二項若しくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により適用される租税特別措置法第四十一条の二」と、同項第三号中「租税特別措置法第四十一条、第四十一条の二の二」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条、第四十一条の二の二若しくは租税特別同項の規定により適用される租税特別措置法第四十一条の二の二若しくは租税特別</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: right;">旧</p>
---	--

措置法」と、前条第一項中「租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二」

とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律

第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条又は

同項の規定により適用される租税特別措置法第四十一条の二の二」と、同項第一号

中「租税特別措置法第四十一条第二項若しくは第五項若しくは第四十一条の二」と

あるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第

十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条第二項

若しくは第五項若しくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に

関する法律第十三条第一項の規定により適用される租税特別措置法第四十一条の二

「と、同項第一号中「租税特別措置法第四十一条、第四十一条の二の二」とある

のは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三

条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条、同項の規

定により適用される租税特別措置法第四十一条の二若しくは租税特別措置法」

と、同条第二項第一号中「租税特別措置法第四十一条の二の二」とあるのは「東日

本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の

規定により適用される租税特別措置法第四十一条の二の二」とする。

(揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止措置の停止)

第二十一条の三の三 前条の規定は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の

臨時特例に関する法律第四十四条の別に法律で定める日までの間、その適用を停止

する。

(揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止措置の停止)

第二十一条の三の三 前条の規定は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の

臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号)第四十四条の別に法律で定

める日までの間、その適用を停止する。